

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用  
変更許可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年2月16日(木)15時30分～16時00分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
本多主任安全審査官、水野係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名  
バックエンド技術部 廃止措置課 マネージャー 他2名  
臨界ホット試験技術部 ホット使用施設管理課 マネージャー 他2名  
BECKY 技術課 主査  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課長 他2名  
統括管理室 技術副主幹
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
・核燃料物質使用施設の施設の廃止、解体撤去の安全性を説明した参考資料の位置付けの明確化による影響について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい原子力規制庁の本田でございます。
0:00:08	今日はですね下司衛藤。
0:00:12	前回の1月26日にですね、原子力科学研究所の変更許可申請書に係る面談においてですね、こちらの方からちょっと指摘させていただいたことの、
0:00:25	ご回答ということで、
0:00:28	っていうこともございます前回の26日の面談でですね施設の廃止とか、
0:00:35	主要施設等の解体撤去にかかる安全か安全対策ですかね。
0:00:40	安全対策の方針を示した参考資料っていう位置付けの、
0:00:46	書類なんですけれども現在は、申請書においては参考資料っていう位置付けで、
0:00:52	一緒に添付されているものなんですけれども、1月26日の面談においては規制庁の方から、
0:00:59	申請書本文との関連を明確にして欲しいと。
0:01:04	いうことを指導、指摘させていただいて、申請書の記載方法について若干申し上げたところなんですけれども、
0:01:14	それに対して原子力機構さんの方では、
0:01:20	その申請の方向について若干懸念されることがありますと。
0:01:25	ということで機構、
0:01:27	検証機構の方でその懸念事項みたいなことがある、まあまあと整理したいということで検討し、させていただきますということをその面談では仰ってましたので、
0:01:40	それを公開等ということで、本日はその検討された内容ということを、ご説明ということとなっておりますんで事前に面談の紙をですねいただきますので、桂原子力機構さんの方から簡単に結構な感じで説明いただけますでしょうかよろしく申し上げます。
0:02:03	計10行全角セキュリティ統括本部のイセダですよろしくお願いたします。
0:02:10	今ご説明いただいた通りですね、1月26日にコメントいただいた内容について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	機構の方で懸念事項を求めて参りましたので、ご説明をさせていただきます。
0:02:25	当資料を事前に送付させていただいておりますので資料に沿ってご説明をいたします。
0:02:31	1 ポツのところは今ご説明いただいた通りの内容ですので省略をさせていただいて、2 ポツの懸念事項の方のご説明をさせていただきます。
0:02:44	英文前提として参考資料としてお示ししているものは、法令上求められているものではないということで現状参考資料という形にさせていただいているものでございます。
0:02:56	そちらをですね申請書の方から紐付けという形で申請書から読めるような形にした場合ですけれども、
0:03:05	以下に4点ほど挙げておりますがこういった懸念があるというふうに考えてございます。
0:03:11	まず一つ目ですけれども、参考資料としておつけしているものは現時点における方針というものを示したものでありますので、
0:03:19	その後の検討と進んだ状態で、内容が変更になる可能性というのがかなりあるというふうに考えてございますので、あくまでもその時点での考え方ということでその後変わった場合にこういった扱いになるかというところが一つ懸念でございます。
0:03:38	2番目ですけれども、一つ目と関係しますけれども一部として考えた場合ですね、変更の都度、もともとの現象であります。
0:03:51	変更、許可申請の方も、
0:03:54	変更ですねすいません許可へ申請の変更が必要になってしまうと、ということが考えられますので、そういった検討段階のものを申請書の一部としてしまうことは、手続き等が煩雑になると。
0:04:08	というようなことが懸念されております。また、その変更許可申請に、許可をいただいた後にこの参考資料に記載した手順とか広報とか、そういったものが、
0:04:23	そういったものだけがですね変更になった場合に、こういった手続きが必要であるかということのところが、
0:04:30	もうちょっと明確でない。
0:04:31	2番目に言ったように、そこだけの変更でも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	変更許可申請が必要になるかもしれないというところを懸念してございます。
0:04:41	仕事最後 4 番目ですけれども、
0:04:44	申請の一部となった場合にはですね、シュウマイ確認の際の、
0:04:52	要は検査範囲に含まれて、
0:04:54	しまうのかどうかというところが現状ちょっと不明確かなというふうに考えてございます。そういった検査範囲に含まれるというような場合には、
0:05:05	あと参考資料に書いてある部分に変更等々がですね検査にこういった形で及ぶかというところが懸念される点かというふうに考えてございます。
0:05:17	もうちょっと簡単でございますけれどもこちらからの説明は以上になります。
0:05:23	はい。規制庁の本田ですありがとうございます。4 点ほど、懸念事項。
0:05:30	今日、上げていただきまして、
0:05:34	納得できる部分もございますし、よくよくよく考えないといけないというところもございます。
0:05:47	まずちょっと
0:05:51	確認になってしまいますけども最初の丸のところでは現時点における方針を示したものっていう、
0:05:58	ことでありますけれども確かにそうなの。
0:06:02	かなというふうな気はしますけども申請する側としてはやっぱり申請時点で爾見に落としたものは、徐々に P O S、許可後ですね、
0:06:14	その解体とかの作業が進むにつれて、ここに書いてある順番とか手順とか工法、工程方法等っていうのは変わり得るものだという認識で、
0:06:27	いらっしゃるってことになるんでしょうか。
0:06:31	はい、そうですね
0:06:35	基本的にはそういったものをある程度、その検討が進んだりその段階が進んだりした段階でどんどん変わっていくようなものも当然あると思いますので、そういったものも含めて今参考資料の方にお出しをしているところがございますので、
0:06:49	うん。そういったものは、多分、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:52	申請した時点で確定しているものではなくて、検討が進むにつれて変わっていくような可能性が非常に高いのかなというふうに考えております。はい。規制庁の金ですありがとうございます。
0:07:05	それから2番目、2番目の丸3番目のマルっちゅうのはまさにこちらの、
0:07:13	課題かなというふうに思ってます、この場でちょっと、どうしますあ あしますってことはちょっと、
0:07:20	いろんな内部での検討も必要ですし、或いはその申請者さんとのその意見意見をねこ交わしながら、どういったものが、
0:07:33	書類に書かれるべきかというところもちょっと整理っていうか、
0:07:39	しなきゃいけないかなというふうには感じているところです。
0:07:44	それで一方その4番目の丸につきましてはですね検査の話になってしまうんですけど恐縮なんですけども、
0:07:55	ちょっと機会があればっていう言い方になるかもわかりませんがJ Aさんの
0:08:00	検査の部門今金殿。
0:08:03	施設管理の関係で、独立設けた管理、検査の部門との調整と、
0:08:11	あと規制庁の専門検査部門との調整において、確認を得るものかなと思 ってますけれども、この点はいかがでしょうか。
0:08:24	はいそうですね検査に関してはまさに検査専門としている部門、規制庁 さんの検査部門ですとか我々も独立した検査部門を設けてますのでそち らとも、
0:08:36	調整しながら内容を集めるべきかなというふうに考えてございます。こ こで書かせていただいている形については当然、検査部門の方でも、
0:08:46	見解を持っているものだというふうに考えてますので、そこはぜひ調整 をさしていただきたいと思います。
0:08:55	はい。ありがとうございます。規制庁の本田ですありがとうございます す。一方でちょっと前回の面談で申し上げた通りやっぱり相当、
0:09:04	こちら審査する側としては参考資料と申請書との、
0:09:09	関連等は、
0:09:12	明確にしたいなっていうふうに思っているところでございますので、ち ょうと提案にはなるかもしれませんが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	本文との直接的な位置付けの明確っていうふうには至らずとも
0:09:32	例えば、管申請書鏡に別紙のところ、
0:09:38	変更の内容とか変更の理由を書く別紙のところがあるんですけども、 そこにおいて、
0:09:48	例えば、
0:09:49	どどこ施設において、グローボックス分析装置を解体するにあたって の、
0:09:59	はい。
0:09:59	万全。
0:10:01	確保に係る
0:10:02	うん、安全確保に係る方針の
0:10:05	もう説明は、
0:10:08	編の通りであるみたいな。
0:10:11	ことをですね一文挿入していただくのとともに、あと、
0:10:21	もう1個なんでしょう、新旧対照表の
0:10:25	備考欄においても、
0:10:29	今申し上げた
0:10:35	はい。
0:10:35	その解体撤去す。
0:10:39	に係る安全確保の方針についての説明は別に、
0:10:45	添付するみたいな、そういった趣旨のことを
0:10:50	加えるっていうことを、ちょっとご提案してみたいんですけどもいかが でしょうか。
0:10:59	あ、はいご提案ありがとうございます。ちょっと、今ご提案いただいた ばかりでここでは、また急に、どうもちょっとすいません、失礼しま す。そこは申し訳ございません。はい。
0:11:12	いえ。
0:11:12	ちょっとそちらについては検討してみたいなというふうに思います。
0:11:19	はい、ありがとうございます。ちょっと今施設側で出てる方でちょっと ご意見とか、ああいうところありますか。
0:11:30	はいこちら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:33	ちょっと鈍化経営保安全管理部の椎野です。先ほどの本田検査官からの、
0:11:42	提案なんですけども、そちらの案だったら、今回の補正でも対応できるのではないかと考えてるんですけども、ちょっとこころ辺はちょっと1回ちょっと
0:11:56	持ち帰って、ちょっと少し、
0:12:01	検討を進めていきたいと考えてます。以上です。
0:12:09	はい。規制庁の恩田です。ご検討していただけるということで、
0:12:14	ありがとうございます。
0:12:18	ちょっとまだあくまでもご提案ですし、ちょっとまだその申請書と、
0:12:25	参考資料との関係においては、前回の26日の面談においてちょっと申し上げたということもありますんでちょっとこう、
0:12:35	今日今日申し上げたこともちょっと後、提案ご検討いただくということで承りました。
0:12:42	ありがとうございました。それで、
0:12:44	それでってか変なんですけど今日の資料の二つ目三つ目の丸についてはちょっとほど再三申し上げることですけども、こちら、
0:12:54	としての課題としての認識は十分ありまして、
0:12:59	主な、こういった参考資料をつけてくださることの申請が多い。
0:13:05	原子炉機構さん。
0:13:06	各局、今日は原科研さんですけども、
0:13:11	他の東海村とか大洗町の各拠点においてもこういった参考資料っていうのは、これからね、どんどんつけ、
0:13:22	参考資料を作成した上で、申請するってことが多々生じると思いますので、何らかの形でひょっとしたらこういう意見交換みたいなことをさせていただくっていう場が、
0:13:34	ちょっと考えるんですけどちょっとここではねそこまでは踏み込んで言えませんがその際にはちょっと一つぜひざくばらんな意見交換できればなと思っておりますけども、いかがでしょうか。
0:13:49	はい。ありがとうございますぜひ我々としてもですね、今後の申請、
0:13:54	その手続き、
0:13:57	円滑にやってきたと思ってますので、こういった手続きをしますので、こういったところについては、意見交換させていただきたいと思います

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ので、各予定、今日は原科研だけですけれども関係で集まった形で意見交換させていただければなと思いますので、
0:14:13	よろしくお願いします。
0:14:15	はい。
0:14:18	すいません、東京事務所案泊本部の浜村です。相良さんに1点確認を、先ほどの恩田さんのご提案に関して、
0:14:29	1点確認をさせていただきたいんですけども、
0:14:32	現在申請済みの原科研の欧州変更許可申請の、3ポツの別紙の散布の変更の内容のところに、
0:14:45	すでにその解体って、
0:14:47	今日及び削除三上監査役については参考資料1から資料5に示すっていう形ですでに別紙の方には記載はないんですよ。
0:15:00	こうれ、
0:15:01	っていうそういうことにはならないですかね。
0:15:06	ちょっと待ってくださいね。
0:15:13	これね、すみません見落としてました。
0:15:28	そうですか、規制庁のホンダちょっとすみませんイメージとしてはそれぞれの、例えばバックエンド研究施設、
0:15:35	とか、阿藤古井鬼頭とか、そう、そのところでこういう文言がついつけていただきたいなっていうのをイメージしてたので、
0:15:47	これでいいんじゃないような気がする。
0:15:59	原子力機構案株ないですか。ぱっかり後に、一応今の記載ぶりとしてはその変更内容の一括するような形でボンと配布しているので、これを基本的に構成として3ポツの例えば(1)と(2)とか、
0:16:16	いったところで各施設の中に、各施設に関する変更を詳細記載してございますのでここの中に、励行メールと、より良いのではないかとはい。そういうご提案だというふうに理解いたしました。はい。
0:16:32	規制と本来それとを、
0:16:35	できればその3、資料名をそのまま使っていただきたいなっていうのがあります。
0:16:41	何か書類の名前といいますかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:48	承知いたしました。はい。その点含めてですね検討させていただきます。ありがとうございます。
0:16:59	ファックスです。お願いします。
0:17:03	規制庁の水間です。点お伺いしたいことがあるんですけども、
0:17:11	参考資料は普段、現時点における方針を示したものであるということだったんですけども、方針とは家田大城。
0:17:21	何ていうか、大枠というか大きな意味でいつまでになど、いろいろ少しは決まっていることかなと思うので、思うのですが、実際に許可を受けた後に、この方針から大きく乖離するような
0:17:36	変更が生じたことですか、
0:17:39	あたりしますかというところと、あと、そういったことがあった場合は、
0:17:47	ファンド、どういった内容というかどうする場合、
0:17:50	があったかっていうのを教えていただきたいです。
0:18:06	I A、
0:18:07	原子力機構の保安管理部の椎野です。
0:18:12	先ほどの参考資料の中身なんですけども、大きくちょっと変更した程度変更の可能性が大きいのが、
0:18:25	スケジュールとなっております。藤氏、両施設の9、
0:18:34	解体撤去は、おっきいものもあれば、ちっちゃいものもあり、例えば、
0:18:42	小さいものに関しては、
0:18:46	お金もつくんですけども、その7施設の基地事情で、その区画解体をするスケジュールを、
0:18:56	おくらせたりするということがええんございます。
0:19:00	こちらは半年ぐらいだったらこの範囲内には入ると思うんですけども、ちょっと、
0:19:07	1年以上遅れる場合は以前はですね、しっかりちょっと
0:19:14	成長の方にちょっとスケジュールが遅れているということを報告したという、次、実績がございます。以上です。
0:19:28	はい、ありがとうございます。
0:19:46	は遠藤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	江藤の水間です。今、大林所での予算で一応地名られてその中でスケジュールと組まれた上で、半年以内であれば、
0:20:04	特にあれだということなんですけど1年以内以上、
0:20:08	乖離してしまったというか、期間がずれてしまったりした時は規制庁の方に報告していて、その際、その検査、
0:20:17	方だと思うんですけども、その過程で何か言われたりすることってあるんですか。
0:20:22	わかりました。
0:20:25	はい神代機構の
0:20:30	千野れる
0:20:32	以前に、以前としてももう6年前の話になってしまうんですけども、うちの見かけのプロムという施設で、あまりする方法を区画、
0:20:48	解体撤去を進めるために、変更許可申請をいたしました。
0:20:55	その時ですね。
0:20:59	スケジュールとしてその解体撤去は、津案のね、
0:21:08	終わるというふうに、一応、
0:21:12	坂講師、出張で出て行ったんですけども、あと、このスケジュールがちょっと飛びまして、
0:21:22	参考資料のスケジュール、本部分の
0:21:28	求めて、規制庁に報告をしたという記事実績がございます。その報告なんですけども、その変更計画許可をしたとか、
0:21:43	手続きですねあの分。
0:21:46	をどけで押したとかいうことは何なんじゃなくて
0:21:53	ヒアリングで、報告書ということになっております。以上です。
0:22:01	ありがとうございます。
0:22:46	規制庁のホンダで生徒、
0:22:50	と確認事項というか
0:22:53	私たちから申し上げることは、
0:22:57	済みましたんで原子力機構さんから何か、
0:23:02	ございましたら発言をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	原子力機構イセダです。加古、原科研の方から何か申し上げれば、お願いします。
0:23:27	特にはないですかね。東京事務所の方何かありますか。
0:23:33	東京事務所特にございません。
0:23:36	はい、では原籍校の方からも特にございません。
0:23:44	規制庁のホンダですありがとうございました。それでは今日の面談を終了いたしますどうもありがとうございました。
0:23:53	どうもありがとうございました。
0:23:55	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。